

「令和7年度価格転嫁促進事業」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 業務名
令和7年度価格転嫁促進事業業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 予算上限額
3,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格に関する事項

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押、又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年9月5日(金)から
- (2) 質問受付 令和7年9月12日(金)17:00まで
- (3) 質問への回答 令和7年9月19日(金)17:00まで
- (4) 企画提案書の提出 令和7年9月26日(金)17:00まで

- (5) 選定委員会 令和7年10月3日(金) ※ 審査時間は別途通知する。
- (6) 審査結果の通知 選定委員会の翌日以降
- (7) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 質問及び回答

プロポーザル参加に当たり、質問事項がある場合は、質問票(様式3)を提出すること。

(1) 質問期限

令和7年9月12日(金)17:00まで

(2) 提出先

和歌山県 商工労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2760(直通)

E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 質問回答

和歌山県企業振興課ホームページにおいて、令和7年9月19日(金)17:00までに公開する。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため、受け付けない。

5 提出書類

(1) 提出書類

次に掲げる①～⑩の書類をすべて提出すること。

① 企画提案申請書(様式1)

② 企画提案書(任意様式)

③ 見積書(任意様式)

経費内訳を記載し、宛名は「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること。

なお、見積額が仕様書に記載する予定上限額を超えた場合は失格とする。

④ 誓約書(様式2)

⑤ 提案者の概要が分かるもの(会社案内等)

⑥ 定款又は寄附行為の写し

⑦ 法人登記事項証明書

⑧ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類

⑨ 印鑑登録証明書

⑩ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

(提出日において発行の日から3か月以内のもの)

- ⑩ 都道府県税について未納がない旨の証明書(提出日において発行の日から3か月以内のもの)

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

- (2) 提出部数及び提出書類の留意事項

- ① 上記(1)の①～⑩については、電子メールにより上記期限内に提出すること。

※ ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

- ② 県が必要と認める場合は、追加資料を求められることがある。

- ③ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、上記(1)の⑤～⑩の提出書類を当該書類に代えることができる。

- ④ 期限を過ぎて提出された提出書類は、一切受け付けない。

- (3) 提出期限

令和7年9月26日(金)17:00まで

- (4) 提出先

和歌山県 商工労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2760(直通)

E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

- (5) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

6 委託事業者の選定及び評価方法

- (1) 審査方法

選定は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

なお、契約候補者の審査に当たっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案を評価、採点し、契約候補者を選定する。

- (2) 選定委員会

- ① 開催日

令和7年10月3日(金)

② 開催場所

和歌山県民文化会館 5階 504 会議室

③ 1 事業者当たりの企画提案時間

プレゼンテーション：20 分

質疑応答：10 分

④ 注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーション参加人数は、1 事業者当たり 3 名までとする。

ウ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。

エ 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

オ プレゼンテーションは対面で行い、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 評価項目等

提案のあった事業内容について、別表「評価基準」に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。

なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

(4) 委託候補者の決定

各選定委員の評価点の合計が、満点の 6 割以上である事業提案を行った提案者のうち評価点の合計が最も高い提案者 1 者を契約候補者として選定する。

なお、評価点と同点の場合は、選定委員による多数決により決定するものとする。また、提案者が 1 者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の 6 割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に提案者に書面にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に和歌山県企業振興課のホームページにて次の内容を公表する。

なお、審査内容に関する問合せには一切応じない。

① 契約候補者の企業名及び評価点

② 次点以下の参加者の評価点 ※ 企業名は公表しない。

(7) その他

① 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

② 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するととも

に、書面により届け出ること。

- ③ 契約候補者は、本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、予め和歌山県の承認を受けた場合は業務の一部を委託することができる。

7 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ① 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容を基に協議の上、仕様書の内容等を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

9 その他

- (1) 選定された場合には、県担当課と十分協議を行いながら、事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (3) 複数の提案書の提出はできない。

10 問合せ先

担当課：和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課経営支援班

担当者：和田(わだ)

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL : 073-441-2760(直通)

FAX : 073-424-1199

E-mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp